大阪市経済戦略局産業振興課

大阪市全域における営業時間短縮協力金の 受付開始日等について(お願い)

平素は、大阪市の産業振興施策にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。 去る 12 月 14 日に府知事から市内全域の酒類を提供する飲食店等に対して、休業・ 営業時間短縮の要請がなされたところですが、12 月 25 日に開催された第 33 回大阪府 新型コロナウイルス対策本部会議において、要請期間が 1 月 11 日まで延長されること となりました。

これを受けて、協力金の受付開始日及び金額等が次のとおりとなりましたので、貴団体内での周知にご協力いただければ幸いです。

記

- 1 受付開始日 令和3年1月12日(火曜日)
- 2 支給金額 1 対象施設 (店舗) あたり 148 万円 ※ただし、要請を遵守した期間が 12 月 30 日~1 月 11 日の施設 (店舗) については、1 対象施設 (店舗) あたり 72 万円
- 3 支給要件 次の①~④の全てを満たす事業者
 - ①要請区域内:大阪市(全域)に事業所
 - ②12月16日~1月11日までの全期間、要請を遵守 ※ただし、12月30日~1月11日の期間のみ要請を遵守された施設(店舗) については、他の要件を満たした場合、支給対象となります。
 - ③要請期間終了(1月11日)までに感染防止宣言ステッカーを導入
 - ④営業に関する必要な許認可等を取得

【協力金に関する問い合わせ先】

営業時間短縮協力金コールセンター

電話番号:06-6655-0711 および 06-6655-0820

開設時間:月曜日から土曜日、9時から17時30分まで

※日曜日及び祝日、年末年始(令和2年12月31日から令和3年1月3日まで)は対応しておりません。

【大阪市ホームページ】

https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000522177.html

【要請に関する問合せ先】

大阪府休業要請等コールセンター 電話番号:06-4397-3268

※このお知らせは、本市で把握している各団体の代表者等の連絡先にお送りしています。 代表者等の変更により送付先が異なる場合は、お手数ですが下記の連絡先までご一報ください。